会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

事　務　連　絡
令和８年４月 30 日

各地方厚生（支）局医療課　御中

厚生労働省保険局医療課

令和８年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

外来医療等におけるデータ提出に係る評価として令和８年度診療報酬改定においては、区分番号「Ａ００１」再診料の注 13 及び「Ｂ００１－２－９」地域包括診療料の注４に規定する外来データ提出加算、「Ｂ００１－３」生活習慣病管理料(Ⅰ)の注４及び「Ｂ００１－３－３」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注４に規定する充実管理加算、区分番号「Ｃ００２」在宅時医学総合管理料の注 13、区分番号「Ｃ００２－２」施設入居時等医学総合管理料の注５（在宅時医学総合管理料の注 13　を準用する。）及び区分番号「Ｃ００３」在宅がん医療総合診療料の注７に規定する在宅データ提出加算並びに区分番号「Ｈ０００」心大血管疾患リハビリテーション料の注７、区分番号「Ｈ００１」脳血管疾患等リハビリテーション料の注８、区分番号「Ｈ００１－２」廃用症候群リハビリテーション料の注８、区分番号「Ｈ００２」運動器リハビリテーション料の注８及び区分番号「Ｈ００３」呼吸器リハビリテーション料の注７に規定するリハビリテーションデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」と総称する。）については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第７号）又は「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第８号。以下「施設基準通知」という。）にその手続きの取扱いについて、お示ししているところですが、令和８年度における外来データ提出加算等に係る具体的な手続き等の取扱いを下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

記

１．外来データ提出加算等の届出を希望する保険医療機関の手続きについて

（１）必要な届出等の流れについて

①　当該保険医療機関は、施設基準通知に定める様式７の 10 を、令和８年５月 20 日、８月 20 日、11 月 20 日又は令和９年２月 22 日まで（※）に地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。なお、複数の外来データ提出加算等の届出を希望する場合は、該当する項目にチェックの上、届け出ること。

※　外来データ提出加算については、令和８年 11 月 20 日又は令和９年２月 22 日までが届出の期限であるため留意すること。

② 様式７の 10 の届出を行った保険医療機関は、当該届出の提出期限の属する月の翌月から起算して２箇月分（ただし、当該届出の期限が令和９年２月 22 日である場合には、当該届出の期限の属する月を含む２箇月分）の試行データを作成し、外来医療等調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が様式７の 10 を受領した後、外来医療等調査事務局より試行データ作成に係る案内が電子メールで送信されるため、これに従い試行データを作成すること。

③ 保険局医療課は、外来医療等調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認したときは、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、保険局医療課からの事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を当該医療機関の担当者あてに外来医療等調査事務局より電子メールで送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページに公表する。

④ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、施設基準通知に定める様式７の 11 を地方厚生（支）局に届け出ることで、外来データ提出加算等を算定することができる。なお、複数の外来データ提出加算等について届出を行う場合は、該当する項目にチェックの上、届け出ること。

⑤ 様式７の 11 の届出を行った保険医療機関は、算定が開始される月の属する四半期（※１）からデータ（以下「本データ」という。）を作成し、「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）（※２）において指定する期日及び方法により、外来医療等調査事務局あてに提出すること。なお、令和８年度における様式７の 11 の受理日及び作成すべきデータの関係を別表１に示すので適宜参照すること。

※１ 第１四半期は２箇月分、第２四半期は４箇月分となるため留意すること。

※２ 厚生労働省ＨＰ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html）の「第７ DPC の評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料等」に掲載している。

（２）試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、提出用データの作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成対象月及び提出に係るスケジュール等を別表２にまとめたので、あわせて参照すること。

なお、様式７の 10 の届出後に試行データの作成及び提出を辞退する場合、当該辞退に係る連絡は不要とし、提出期限までに試行データの提出がなかったときは当該辞退を希望するものとして取り扱う。この場合、別表２に掲げる各提出期限の属する月の翌月初旬を目処に外来医療等調査事務局より、様式７の 10 に記載の連絡担当者あてに今後の手続きに関する連絡を行うため、それまでの間、次回試行データに係る様式７の 10 の届出等の手続きは行わないこと。

（３）本データの作成及び提出方法について

本データの作成等は、保険局医療課が様式７の 11 を受理した後、外来医療等調査事務局より本データ作成等に関する案内を電子メールで配信するため、当該連絡に従い本データを作成すること。その際の作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和８年３月５日付け保医発 0305 第６号）に定めるとおり、本データの提出（本データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた場合、提出期限の属する月の翌々月以降について、算定できなくなるため十分注意すること。なお、遅延等とは調査実施説明資料に定められた期限までに、外来医療等調査事務局あてに当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料に定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）及び提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をいう。

また、算定ができなくなった月以降に再び本データ提出の実績が認められた場合には、保険局医療課より通知が発出されるため、当該通知に定める日から（当該データを提出した月の翌々月以降）あらためて算定することができる。

（４）各届出様式の提出先について

各届出様式の提出先を以下のとおり示すので、提出に当たっては注意すること。

- 様式７の 10：保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課
- 様式７の 11：保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局各都府県事務所又は指導監査課
- 様式７の 12：保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

２．充実管理加算を届け出ている保険医療機関における外来データ提出加算の届出について

既に「Ｂ００１－３」生活習慣病管理料（Ⅰ）及び「Ｂ００１－３－３」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注４に規定する充実管理加算に係る施設基準の届出を行っている保険医療機関において、新たに外来データ提出加算（地域包括診療加算及び地域包括診療料）の施設基準の届出を行う場合は、あらためて様式７の 10 の届出を行う必要がある。

また、当該届出を行った場合は、当該届出が地方厚生（支）局に受理された月の属する四半期分（ただし、令和８年９月 30 日までに当該届出が受理された場合は、同年 10 月～12 月分）（※）の充実管理加算に係る本データをもって外来データ提出加算に係る試行データとみなすため、当該本データについては、充実管理加算の対象患者に加え、外来データ提出加算の対象患者も含めて作成する必要があるので十分に注意すること。

なお、この事務連絡の発出に伴い、「疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和８年３月 23 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添１の問４は廃止する。

※　令和８年９月 30 日までに当該届出が受理された場合におけるデータ提出事務連絡は、令和９年３月下旬を目処に発出予定である。

３．充実管理加算に係る実績に基づく加算の算定について

（１）実績値の集計について

充実管理加算１～３については、各保険医療機関の脂質異常症、高血圧症又は糖尿病に係る実績値により、届出可能な区分が決定される。なお、実績値の集計については、別表３に掲げる「実績値の集計対象期間」におけるデータを用いる。

（２）実績値等の通知後の手続きについて

実績値等の通知を受けた保険医療機関においては、別表３に掲げる「実績に基づく加算の算定開始日」に間に合うように、様式７の 11 を地方厚生（支）局にあらためて届け出る必要がある。なお、加算の区分に変更がない保険医療機関においては、あらためて届出を行う必要はない。

また、実績値等の通知の時期等の詳細については、追って示すこととする。

４．令和８年度診療報酬改定前の外来データ提出加算に係る届出の扱いについて

（１）経過措置について

令和８年３月 31 日において現に生活習慣病管理料(Ⅰ)の注４又は生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４に係る届出を行っている保険医療機関については、令和９年３月 31 日までの間に限り、充実管理加算１に係る実績値の要件を満たすものとして扱うこととされている。様式７の 11 の届出日別に、経過措置適用の状況等を別表４にまとめたので、適宜参照すること。

なお、当該経過措置については、令和８年４月１日から生活習慣病管理料（Ⅰ）の注４又は生活習慣病管理料（Ⅱ）の注４に規定する外来データ提出加算を算定できるよう、試行データが適切に提出されているものとして保険局医療課より通知を受けた上で、令和８年３月 31 日までに様式７の 11 の届出を行い、地方厚生（支）局への手続きを終えていればよく、令和８年３月に外来データ提出加算を算定している必要はない。また、当該経過措置について、令和８年３月 31 日において現に生活習慣病管理料(Ⅰ)の注４又は生活習慣病管理料(Ⅱ)の注４に係る届出を行っている保険医療機関については、令和８年６月１日以降充実管理加算１を算定するに当たって、あらためて充実管理加算１に係る施設基準の届出を行う必要はない。

ただし､経過措置の終了に伴い算定する充実管理加算が変更となる場合においては、３（２）と同様に様式７の 11 を地方厚生（支）局にあらためて届け出る必要がある。

（２）試行データ等の取扱いについて

令和８年度診療報酬改定前の外来データ提出加算に係る様式７の 10、試行データ等については、令和８年６月１日以降においては、充実管理加算に係る様式７の 10、試行データ等として取り扱う。

そのため、令和８年度診療報酬改定前に外来データ提出加算に係る様式７の 10 の届出を行い、試行データの提出を行っている保険医療機関において、充実管理加算の算定を希望する場合、あらためて充実管理加算に係る様式７の 10 の届出及び試行データの提出を行う必要はなく、試行データが適切に提出されているものとして保険局医療課より通知を受けた上で、様式７の 11 の届出を行うことができる。

５．その他留意事項等について

（１）施設基準について

外来データ提出加算等に係る施設基準は、様式７の 10 の届出時点で必ずしも満たす必要はなく、様式７の 11 の届出時点で満たしていれば良いこと。

（２）遅延等の取扱いについて

当該調査年度において、累積して３回の本データ提出の遅延等が認められた場合には、３回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出（様式７の 12 の提出）を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から外来データ提出加算等が算定できなくなる。なお、「遅延等」に該当する事象は１（３）と同様である。

（３）外来医療等調査事務局からの連絡及び問い合わせについて

データ提出等に関する連絡等は、１（１）③のデータ提出事務連絡を含め、様式７の 10 において登録された連絡担当者へ保険局医療課担当者又は外来医療等調査事務局より、原則、電子メールで送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。

（４）外来医療等調査事務局の連絡先について

外来医療等調査事務局の連絡先は以下のメールアドレスとする。なお、当日 16 時 30 分までに受け付けた質問については、基本的には当日中に返信することとする。

※　土日、祝日及び年末年始に受け付けた質問については、翌開庁日に受け付けたものとして取り扱う。

・外来医療等調査事務局メールアドレス：support@gairai.jp

［別表１］

様式７の 11 受理日	算定 開始月	本データ 作成対象月	オンラインによる 本データ提出期限
～令和８年 ４月１日（水）	令和８年４月	令和８年 ４月、５月分	令和８年７月 30 日（木） 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和８年７月 29 日（水）
～令和８年 ５月１日（金）	令和８年５月		
～令和８年 ６月１日（月）	令和８年６月	令和８年 ６月～９月分	令和８年 10 月 29 日（木） 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和８年 10 月 28 日（水）
～令和８年 ７月１日（水）	令和８年７月		
～令和８年 ８月３日（月）	令和８年８月		
～令和８年 ９月１日（火）	令和８年９月		
～令和８年 10 月１日（木）	令和８年10月	令和８年 10 月～12 月分	令和９年１月 28 日（木） 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和９年１月 27 日（水）
～令和８年 11 月２日（月）	令和８年11月		
～令和８年 12 月１日（火）	令和８年12月		
～令和９年 １月４日（月）	令和９年１月	令和９年 １月～３月分	令和９年４月 30 日（金） 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合： 令和９年４月 28 日（水）
～令和９年 ２月１日（月）	令和９年２月		
～令和９年 ３月１日（月）	令和９年３月		
～令和９年 ４月１日（木）	令和９年４月	令和９年 ４月、５月分	令和９年７月下旬予定 ※配送の場合： 令和９年７月下旬予定
～令和９年 ５月６日（木）	令和９年５月		

注１）作成するデータは、受理日で判断することに留意すること。

注２）本表における「本データ作成対象月」の考え方について、例えば、算定開始月が令和８年５月であれば同年４月及び５月、算定開始月が令和８年９月であれば同年６月から９月までのように、「本データ作成対象月」欄に掲げるすべての月を対象とした本データを作成する必要があるため留意すること。

［別表２］

	様式７の 10 届出期限	試行データ 作成対象月	オンラインによる 試行データ提出期限
第１回目	令和８年 ５月 20 日	令和８年 ６月、７月	令和８年８月 27 日（木） 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合：令和８年８月 26 日（水）
第２回目	令和８年 ８月 20 日	令和８年 ９月、10 月	令和８年 11 月 26 日（木） 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合：令和８年 11 月 25 日（水）
第３回目	令和８年 11 月 20 日	令和８年 12 月、 令和９年１月	令和９年２月 25 日（木） 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合：令和９年２月 24 日（水）
第４回目	令和９年 ２月 22 日	令和９年 ２月、３月	令和９年４月 30 日（金） 12 時 00 分 00 秒まで ※配送の場合：令和９年４月 28 日（水）

注）第４回目の試行データのみ、作成対象月が様式７の 10 届出期限の月を含めた２箇月分になっていることに注意すること。

［別表３］

様式７の 10 の提出期間	充実管理加算の 算定開始時期 （※１）	実績値の集計対象期間	実績に基づく加算 の算定開始時期
令和７年 ５月 20 日 （終了）	令和７年 10 月 （※２） （既に開始）	令和７年 10 月～令和８年９月 （令和９年度評価分） 令和８年 10 月～令和９年９月 （令和 10 年度評価分）	令和９年４月 （令和９年度評価分） 令和 10 年４月 （令和 10 年度評価分）
令和７年 11 月 20 日 （終了）	令和８年４月 （※２）	令和８年４月～令和９年３月 （令和９年度評価分） 令和８年 10 月～令和９年９月 （令和 10 年度評価分）	令和９年 10 月 （令和９年度評価分） 令和 10 年４月 （令和 10 年度評価分）
令和８年 ５月 20 日	令和８年 10 月	令和８年 10 月～令和９年９月 （令和 10 年度評価分） 令和９年 10 月～令和 10 年９月 （令和 11 年度評価分）	令和 10 年４月 （令和 10 年度評価分） 令和 11 年４月 （令和 11 年度評価分）
令和８年 11 月 20 日	令和９年４月	令和９年４月～令和 10 年３月 （令和 10 年度評価分） 令和９年 10 月～令和 10 年９月 （令和 11 年度評価分）	令和 10 年 10 月 （令和 10 年度評価分） 令和 11 年４月 （令和 11 年度評価分）

※１　試行データを適切に作成及び提出したと認められ、様式７の 11 の届出を行った場合における最短の算定開始時期を示している。なお、令和８年３月 31 日において、現に生活習慣病管理料（Ⅰ）又は生活習慣病管理料（Ⅱ）の注４に係る届出を行っている保険医療機関については、充実管理加算１に係る実績要件に該当するものとみなす。

※２　令和８年５月 31 日までは外来データ提出加算（生活習慣病管理料）である。

［別表４］

区分	算定する充実管理加算	
	令和８年６月１日から 令和９年３月 31 日まで	令和９年４月１日以降
令和７年 10 月１日までに様式７の 11 を届け出た保険医療機関	充実管理加算１ （経過措置適用）	令和９年４月１日から 実績に基づく加算
令和８年４月１日までに様式７の 11 を届け出た保険医療機関	充実管理加算１ （経過措置適用（※））	・令和９年９月 30 日までは充実管理加算３ ・令和９年 10 月１日からは実績に基づく加算
令和８年 10 月１日までに様式７の 11 を届け出た保険医療機関	充実管理加算３	・令和 10 年３月 31 日までは充実管理加算３ ・令和 10 年４月１日からは実績に基づく加算
令和９年４月１日までに様式７の 11 を届け出た保険医療機関	充実管理加算３	・令和 10 年９月 30 日までは充実管理加算３ ・令和 10 年 10 月１日からは実績に基づく加算

※　経過措置の適用を受けるためには、令和８年３月 31 日までに様式７の 11 を地方厚生（支）局に届け出ている必要がある。